

消費の技術基準の見直しの方向性の一覧
(案)

審議済み 資料1-1にて審議するもの 性能規定化(今回提案) 明確化、整理統合、その

条	項	号	消費の技術基準項目等の概要	技術基準の目的						性能規定化状況(現行)	見直しの方向性			
				火薬類の消費時等の被害抑制策	火災		その他				性能規定化	明確化		整理統合/その他
					発火防止	延焼防止	盗難防止	火薬類等の管理	その他(危害予防等)			技術基準の趣旨の明確化	規制対象の明確化	
50			【消費の技術上の基準】							-				
51	1		【火薬類の取扱い】							-				
51	1	1	火薬類を収納する容器の構造		○		○			×	-	-	-	
51	1	2	火薬類を存置し、又は運搬するときは、種類に応じ異った容器に収納		○	○				×	-	-	○	
51	1	3	火薬類を運搬するときの措置		○					○	-	○	-	
51	1	3の2	移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を運搬する場合の措置		○					×	-	-	○	
51	1	4	電気雷管を運搬時の措置		○					○	-	-	○	
51	1	5	火薬類の使用前検査		○				○	×	-	-	-	
51	1	6	凍結したダイナマイト等の融解方法		○				○	×	○	-	-	
51	1	7	固化したダイナマイト等は、もみほぐすこと。		○				○	×	-	-	-	
51	1	8	使用に適しない火薬類は、その旨を明記したうえで、火薬庫等に返送する						○	×	-	-	○	
51	1	9	導火線の取扱い方法						○	×	-	-	-	
51	1	10	電気雷管は、できるだけ導通又は抵抗を試験すること。		○				○	×	○	○	-	
51	1	11	落雷の危険時における措置		○	○			○	○	-	-	-	
51	1	12	1日に消費場所に持ち込むことのできる火薬類の数量制限と持ち込み方法				○	○	○	×	-	-	○	
51	1	13	火薬類取扱所、火工所又は発破場所以外での火薬類存置禁止				○	○		×	-	-	○	
51	1	14	消費作業終了後の消費場所での火薬類存置禁止				○			×	-	-	-	
51	1	15	火薬類消費計画書記載の者が他の者と容易に識別できる措置				○			○	-	-	-	
51	1	16	前号に規定する措置をしている者以外の者は、火薬類の取扱い禁止				○		○	×	-	-	-	
51	1	17	喫煙又は火気の使用禁止		○					×	-	-	-	
51	1	18	盗難予防に留意				○			×	-	-	-	
52	1		【火薬類取扱所】				○	○	○					
52	1	1	1日の火薬類消費見込量が少ない場合の特例							×	-	-	-	
52	1	2	1日の火薬類消費回数が一である場合の特例							×	-	-	○	
52	2		前項の火薬類取扱所は、一の消費場所について1箇所とする。				○	○	○	×	-	-	-	
52	3		火薬類取扱所は次の規定によること。							×	-	-	-	
52	3	1	火薬類取扱所は建物等に対し安全で、かつ、湿気の少ない場所に設けること。	○	○				○	×	-	-	-	
52	3	2	火薬類取扱所の建物の構造			○	○			△	○	-	-	
52	3	3	火薬類取扱所の屋根等の材質		○	○				×	○	-	-	
52	3	4	火薬類取扱所の盗難防止の措置				○			△	○	○	-	
52	3	5	暖房の設備を設ける場合の措置。		○					×	○	○	-	
52	3	6	火薬類取扱所の建物内を照明する設備を設ける場合の措置【引:構造物解体】【準:火工所、コン破】		○				○	×	○	○	-	
52	3	7	火薬類取扱所の周囲における警戒札の設置		○		○		○	×	-	○	-	
52	3	8	火薬類取扱所内には、見やすい所に取扱いに必要な法規及び心得を掲示すること。						○	×	-	○	-	
52	3	9	火薬類取扱所境界内での燃焼物等たき積禁止		○	○				×	-	-	○	
52	3	10	火薬類取扱所への立入り制限				○		○	×	-	-	-	
52	3	11	存置することのできる火薬類の数量制限				○		○	×	-	-	-	
52	3	12	帳簿の記載義務				○	○		×	-	-	-	
52	3	13	作業に必要な器具以外の存置禁止		○	○			○	×	-	-	○	
52	4		【構造物解体用発破用の火薬類取扱所】				○	○	○	×	-	-	-	
52	4	1	火薬類取扱所を設置する構造物の構造			○	○			×	○	-	-	
52	4	2	十分な広さを有する独立した部屋への設置					○	○	×	-	-	-	
52	4	3	火薬類取扱所内面の材質等の措置		○	○				×	○	○	-	
52	4	4	火薬類取扱所を設けた部屋の外面への警戒札の掲示		○		○		○	×	-	○	-	
52の2	1		【火工所】					○	○					

条	項	号	消費の技術基準項目等の概要	技術基準の目的						性能規定化状況(現行)	見直しの方向性			
				火薬類の消費時等の被害抑制策	火災		その他				性能規定化	明確化		整理統合/その他
					発火防止	延焼防止	盗難防止	火薬類等の管理	その他(危害予防等)			技術基準の趣旨の明確化	規制対象の明確化	
52の2	2		1日の火薬類消費見込量が少ない場合の特例(火工所での火薬類の管理等)				○			×	-	-	-	○
52の2	3		火薬類取扱所の規定の準用							-				○
52の2	3	1	火工所は建物等に対し安全で、かつ、湿気の少ない場所に設けること。	○	○				○	×	-	-	-	-
52の2	3	2	火工所の建物の有無に応じた措置	○	○				○	○	-	-	-	○
52の2	3	3	火工所に火薬類を存置する場合には、見張人を常時配置すること。				○			×	-	-	-	○
52の2	3	4	火工所の建物内を照明する設備を設ける場合の措置		○				○	×	-	-	-	○
52の2	3	5	火工所の周囲における警戒札の設置		○		○		○	×	-	○	-	-
52の2	3	6	火工所における薬包に雷管を取り付ける作業以外の禁止		○				○	×	-	-	-	-
52の2	3	7	薬包に雷管を取り付けるために必要な火薬類以外の火工所への持ち込み禁止					○	○	×	-	-	-	-
53	1		【発破】											
53	1	1	発破場所に携行する火薬類の数量制限				○		○	×	-	-	-	○
53	1	2	発破場所における火薬類の受渡し数量、消費残数量等の記録				○	○		×	-	-	-	○
53	1	3	装てん後の残火薬類の返送				○		○	×	-	-	-	○
53	1	4	装てん前の岩盤等の状況検査と適切な装てんの実施	○						×	-	-	-	○
53	1	5	発破による飛散物による損傷を防ぎ得る防護措置	○						○	-	-	-	-
53	1	6	前回の発破孔を利用して、削岩し、又は装てんしないこと。		○				○	×	-	-	-	○
53	1	6の2	火薬又は爆薬を装てんする場合には、その付近で喫煙し、又は裸火を使用しないこと。		○					×	-	-	-	○
53	1	7	水孔発破の場合には、使用火薬類に防水の措置を講ずること。						○	○	-	-	-	-
53	1	8	温泉孔その他摂氏100度以上の高温孔で火薬類を使用する場合の措置		○				○	○	-	-	-	-
53	1	9	火薬類装てん時の措置		○				○	×	-	○	-	○
53	1	10	装てん設備は、異常時に、直ちに装てんを中止することができる構造とすること。		○				○	×	-	○	-	○
53	1	11	装てん設備に備え付ける装てんするためのホースは静電気等に対して安全な措置を講ずること。		○				○	○	-	-	-	○
53	1	12	装てん設備の内面は腐食し難く、かつ、特定硝酸アンモニウム系爆薬の分解を促進させない材質を用いたものとする。		○				○	×	-	○	-	○
53	1	13	装てん設備を使用するときは、金属部は接地しておくこと。		○				○	×	-	-	-	○
53	1	14	強風時の装てん設備周辺における散水等の措置		○				○	×	○	-	-	-
53	1	15	装てん設備により特定硝酸アンモニウム系爆薬を装てんする場合は、適切な圧力により装てんを行うこと。		○				○	×	-	○	-	○
53	1	16	点火時の措置	○					○	×	-	-	-	○
53の2	1		【導火線発破】											
53の2	1	1	点火作業に従事する者が点火後安全な場所に退避できるような燃焼時間を有する長さの導火線を使用すること。						○	×	-	-	-	-
53の2	1	2	同一人の連続点火数の基準						○	×	-	-	-	-
53の2	1	3	発破の際には、孔数と爆音数とが一致するかどうかを確かめること。						○	×	-	-	-	-
53の3	1		ガス導管発破を行う場合には、第53条の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。							-				
53の3	1	1	ガス導管発破器点火スイッチの管理						○	×	○	○	-	-
53の3	1	2	ガス導管内に爆発性ガスを充てんする場合の措置						○	×	-	-	-	○
53の3	1	3	点火する前に、爆発性ガスが、ガス導管内に完全に充てんされていることを確認すること。						○	×	-	-	-	○
53の4	1		【導火管発破】											
53の4	1	1	摂氏50度を超える場所で導火管付き雷管を使用する場合の措置		○				○	-	-	-	-	-
53の4	1	2	導火管付き雷管の導火管部取り付け時の措置						○	×	-	-	-	-
53の4	1	3	複数の導火管付き雷管の導火管部取り付け時の措置						○	×	-	-	-	-
53の4	1	4	点火器の点火スイッチの管理						○	×	○	○	-	-
53の4	1	5	導火管の点火に用いる点火器には、銃用雷管を用いないこと。						○	×	-	-	-	-
54	1		【電気発破】											
54	1	1	発破しようとする場所に漏えい電流がある場合には、電気発破をしないこと。ただし、安全な方法により行なう場合には、この限りでない。		○				○	×	-	-	-	○
54	1	2	電気発破器及び乾電池は、乾燥したところに置き、使用前に起電力を確かめること。					○	○	×	-	-	-	○
54	1	3	発破母線は、600Vゴム絶縁電線以上の絶縁効力のあるもので機械的に強力なものであつて30m以上のものを使用し、使用前に断線の有無を検査すること。						○	×	-	○	-	-
54	1	4	発破母線の取扱い(短絡を防ぐための措置)		○				○	×	-	-	-	○
54	1	5	発破母線を敷設する場合の措置		○				○	×	-	-	-	○
54	1	6	多数斉発に際しての措置						○	×	-	-	-	-
54	1	7	動力線又は電灯線を電源にする場合の措置		○				○	×	○	-	-	-
54	1	8	電気発破器の点火スイッチの管理		○				○	×	○	○	-	-

条	項	号	消費の技術基準項目等の概要	技術基準の目的					性能規定状況(現行)	見直しの方向性				
				火薬類の消費時等の被害抑制策	火災		その他			性能規定	明確化		整理統合/その他	
					発火防止	延焼防止	盗難防止	火薬類等の管理			その他(危害予防等)	技術基準の趣旨の明確化		規制対象の明確化
54	1	9	電流回路の点火前導通(抵抗)試験	○					○	×	○	-	-	○
54の2	1		【坑道式発破】											
54の2	1	1	坑道式発破による危害の防止に必要な事項を定めた坑道式発破心得の作成等					○	×	-	○	-	-	-
54の2	1	2	坑道式発破の計画の設定者及びその実施者					○	×	-	-	-	-	○
54の2	1	3	坑道式発破の計画に定める事項とその実施					○	×	-	-	-	-	○
54の2	1	4	火薬類は、薬室に密に装てんし、かつ、吸湿する虞がないように措置を講ずること。					○	×	-	-	-	-	○
54の2	1	5	坑道内の導爆線、ガス導管、導火管又は電流回路の損傷防止措置					○	×	-	-	-	-	○
54の2	1	6	電気雷管を使用する場合には、その電流回路は、複雑にしないこと。					○	×	-	-	-	-	○
54の2	1	7	坑道の埋戻し方法					○	×	-	-	-	-	-
54の2	1	8	装てんした爆薬が完全に爆発したかどうかを確認するための措置					○	×	-	-	-	-	○
54の2	1	9	坑道式発破の点火及び前号に規定する崩壊状況の観測は、安全な位置で行うこと。					○	×	-	-	-	-	-
54の3	1		【構造物解体用発破】	○	○			○	×	-	○	-	-	-
54の3	1	1	構造物解体用発破の計画を設定に際しての調査・検討	○				○	×	-	-	-	-	○
54の3	1	2	構造物解体用発破の計画の設定者及びその実施者	○				○	×	-	-	-	-	○
54の3	1	3	構造物解体用発破の計画の決定に際しての試験発破の実施	○				○	×	-	○	○	-	-
54の3	1	4	構造物解体用発破は、前3号の規定により定めた計画に従って実施すること。	○				○	×	-	-	-	-	○
54の3	1	5	構造物の地上部分の発破のため火薬類の装てんを開始する前に、飛散物の防護措置を講ずること。	○				○	○	-	-	-	-	○
54の3	1	6	火薬類の装てんを開始から発破終了までの関係者以外の立ち入り禁止	○				○	×	-	-	-	-	○
54の3	1	7	火薬類は発破孔に密に装てんし、かつ、必要に応じ吸湿のおそれがないような措置を講ずること。					○	○	-	○	-	-	-
54の3	1	8	構造物内のガス導管、導火管又は電流回路の損傷防止措置					○	○	-	-	-	-	○
54の3	1	9	発破母線への結線開始後から点火までの措置	○				○	×	-	-	-	-	-
54の3	1	10	構造物の地上部分を電気発破により解体するときの措置		○				×	-	○	-	-	-
54の3	1	11	点火により、装てんした火薬類が完全に爆発したことを確認するための措置					○	×	-	-	-	-	○
54の3	1	12	構造物解体用発破の点火及び前号に規定する崩壊状況の観測は、安全な位置で行うこと。	○				○	×	-	-	-	-	○
55	1		【不発】											
55	1	1	ガス導管発破の場合には、ガス導管内の爆発性ガスを不活性ガスで完全に置換し、かつ、再点火ができないように措置を講ずること。		○			○	○	-	-	-	-	-
55	1	2	電気雷管によつた場合には、発破母線を点火器から取り外し、その端を短絡させておき、かつ、再点火ができないように措置を講ずること。		○			○	○	-	-	-	-	-
55	1	3	ガス導管発破の場合には、第1号、電気雷管(半導体集積回路を組み込んだものを除く。)によつた場合には、前号の措置を講じた後5分以上、半導体集積回路を組み込んだ電気雷管によつた場合には、前号の措置を講じた後10分以上、その他の場合には、点火後15分以上を経過した後でなければ火薬類装てん箇所へ接近せず、かつ、他の作業者を接近させないこと。					○	×	-	-	-	-	○
55	2		不発の装薬がある場合には、当該作業者立会の下で次の各号の規定の一を守らなければならない。					○	×	-	-	-	-	○
55	2	1	不発の発破孔から0.6m以上(手掘の場合にあつては0.3m以上)の間隔を置いて平行にせん孔して発破を行い、不発火薬類を回収すること。					○	×	-	-	-	-	○
55	2	2	不発の発破孔からゴムホース等による水流で込物及び火薬類を流し出し、不発火薬類を回収すること。					○	×	-	-	-	-	-
55	2	3	不発の発破孔からゴムホース等による水流若しくは圧縮空気で込物を流し出し、又は工業雷管、電気雷管若しくは導火管付き雷管に達しないように少しずつ静かに込物の大部分を掘り出した後、新たに薬包に工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管を取り付けたものを装てんし、再点火すること。					○	×	-	-	-	-	○
55	2	4	前3号の措置により不発火薬類を回収することができない場合においては、不発火薬類が存在する虞のある場所に適当な標示をし、かつ、直ちに責任者に報告してその指示を受けよう。					○	×	-	-	-	-	○
56			【発破終了後の措置】	○				○	×	-	○	-	-	-
56の2	1		【コンクリート破砕機の消費】											
56の2	1	1	コンクリート破砕器を運搬するときは、衝撃等に対して安全な措置を講ずること。		○				○	-	-	-	-	-
56の2	1	2	コンクリート破砕器は、使用前に異常の有無を検査し、異常のある場合には、当該コンクリート破砕器を使用しないこと。					○	×	-	-	-	-	-
56の2	1	3	使用に適さないコンクリート破砕器の措置			○	○	○	×	-	-	-	-	-
56の2	1	4	落雷の危険がある場合の措置		○			○	○	-	-	-	-	-
56の2	1	5	1日に消費場所に持ち込むことのできるコンクリート破砕器の数量制限と持ち込み方法			○	○	○	×	-	-	-	-	-
56の2	1	6	火工所又は破砕場所以外の場所にコンクリート破砕器を存置しないこと。			○	○	○	×	-	-	-	-	-
56の2	2		火工所の設置			○	○	○	×	-	-	-	-	-
56の2	3		前項の火工所は、一の消費場所について1箇所とする。			○	○		×	-	-	-	-	-
56の2	4		第2項の火工所は、第52条第3項第5号、第8号から第10号まで、第12号及び第13号の規定を準用するほか、次の各号の規定によらなければならない。						×	-	-	-	-	-
56の2	4	1	火工所は、建物等に対し安全で、かつ、湿気の少ない場所に設けること。	○	○			○	×	-	-	-	-	-
56の2	4	2	火工所は、日光の直射及び雨露を防ぎ、安全に作業ができるような措置を講ずること。		○			○	○	-	-	-	-	-
56の2	4	3	火工所にコンクリート破砕器を存置する場合には、見張人を常時配置すること。			○			×	-	-	-	-	○

条	項	号	消費の技術基準項目等の概要	技術基準の目的					性能規定状況(現行)	見直しの方向性				
				火薬類の消費時等の被害抑制策	火災		その他			性能規定	明確化		整理統合/その他	
					発火防止	延焼防止	盗難防止	火薬類等の管理			その他(危害予防等)	技術基準の趣旨の明確化		規制対象の明確化
56の2	4	4	火工所の周囲における警戒札の設置		○		○	○	×	-	○	-	-	
56の2	4	5	火工所に存置することのできるコンクリート破砕器の数量制限				○	○	×	-	-	-	○	
56の2	5		破砕を行なう場合には、第53条第1号、第2号、第4号から第7号まで及び第16号並びに第54条各号の規定を準用するほか、次の各号の規定を守らなければならない。						×	-	-	-	-	
56の2	5	1	薬筒に点火具を取り付ける作業場所の制限				○	○	×	-	-	-	○	
56の2	5	2	コンクリート破砕器を装てんする場合の措置		○				×	-	-	-	○	
56の2	5	3	装てんが終了し、コンクリート破砕器が残った場合の措置				○	○	×	-	-	-	○	
56の2	6		点火後発火しないとき若しくはその確認が困難であるとき又は破砕を終了したときの措置については、第55条第1項及び第56条の規定を準用する。					○	×	-	-	-	○	
56の3	1		【建設用びょう打ち銃用空包の消費】											
56の3	1	1	運搬時は衝撃等に対して安全な措置を講ずること。		○				○	-	-	-	-	
56の3	1	2	使用前に異常の有無を検査し、異常のある場合には、使用しないこと。					○	×	-	-	-	-	
56の3	1	3	使用に適さない建設用びょう打ち銃用空包はその旨を明記し、火薬庫等に返納すること。					○	×	-	-	-	-	
56の3	1	4	存置する場合は堅固な設備に収納し、施錠すること。				○		×	-	-	-	-	
56の3	1	5	1日に消費場所に持ち込むことのできる数量は、1日の消費見込量以下とすること。					○	×	-	-	-	-	
56の3	1	6	消費場所内の一定の場所に帳簿を備え、責任者を決めて受払いと消費残数量を都度明確に記録すること。					○	×	-	-	-	-	
56の3	2		消費する場合は、次の各号の規定を守らなければならない。						-	-	-	-	-	
56の3	2	1	消費する建設用びょう打ち銃用空包に適合したびょう及び銃を使用すること。					○	×	-	-	-	-	
56の3	2	2	消費する場合は、当該作業に特に必要のある者以外の者を近づけないこと。	○					×	-	-	-	-	
56の3	2	3	建設用びょう打ち銃用空包は、消費場所に従事する者自らが携帯し、携帯できる数量は200個以下とすること。	○					×	-	-	-	-	
56の3	2	4	消費作業に従事している者は、建設用びょう打ち銃用空包等を他の作業者に引き渡すときは、消費数量及び消費残数量を確認すること。					○	×	-	-	-	-	
56の3	2	5	建設用びょう打ち銃用空包の打ちがらは、消費場所に放置せず、回収すること。					○	×	-	-	-	○	
56の3	2	6	不発の建設用びょう打ち銃用空包がある場合は、水に浸す等の適切な措置を講ずること。		○				×	-	-	-	-	
56の3の2	1		【模型ロケットに用いられる火薬類の消費】											
56の3の2	1	1	火薬類を取り扱う場所の付近では、喫煙し、又は火気を使用しないこと。		○				×	-	-	-	-	
56の3の2	1	2	火薬類の取扱いは、盗難予防に留意すること。				○		○	-	-	-	-	
56の3の2	1	3	火薬類を取り扱う場合は酒気を帯びていないこと。					○	×	-	-	-	-	
56の3の2	1	4	火薬類を運搬するときは、噴射推進器と点火具を互いに接触しないよう隔離してプラスチック製の箱等に入れ静かに運搬すること。		○				×	-	-	-	○	
56の3の2	1	5	消費場所には、消火用水の備付け等消火のための準備をすること。				○		○	-	-	-	-	
56の3の2	1	6	消費場所には火薬類の管理及び打ち上げの準備作業を行うための場所並びに発射台を設けること。					○	×	-	-	-	-	
56の3の2	1	7	打ち上げ準備所は発射台から20m以上の距離をとること。	○				○	×	-	-	-	-	
56の3の2	1	8	打ち上げ準備所は、日光の直射と雨露を防ぎ、安全に作業ができるような措置を講ずること。		○			○	○	-	-	-	-	
56の3の2	1	9	打ち上げ準備所に火薬類を存置する場合は、常時管理できる体制をとること。				○		×	-	-	-	-	
56の3の2	1	10	打ち上げ準備所には、「模型ロケット」「火気厳禁」と書いた警戒札を立てること。		○		○		×	-	○	-	-	
56の3の2	1	11	発射台は国道、人の集合する場所、建物等に対して一定の距離を確保すること。	○					×	-	-	-	-	
56の3の2	1	12	発射台は他の発射台から5m以上の距離をとって設置すること。	○				○	×	-	-	-	-	
56の3の2	1	13	秒速8m以上の風その他天候上の原因により事故のおそれがある場合は打ち上げを中止すること。	○					×	-	-	-	○	
56の3の2	1	14	使用前に吸湿その他の異常の有無を検査し、異常のある場合は使用しないこと。					○	×	-	-	-	-	
56の3の2	1	15	使用に適さないと判断された火薬類はその旨を明記した上で打ち上げ準備所に返送すること。					○	×	-	-	-	-	
56の3の2	1	16	消費場所では打ち上げ準備所及び発射台以外の場所に火薬類を存置しないこと。	○					×	-	-	-	○	
56の3の2	1	17	発射台に携帯する火薬類は1回の打ち上げに必要な数量を超えないこと。	○					×	-	-	-	-	
56の3の2	1	18	発射台及びランチロッドは風向きを考慮して垂直より30度以上広角にならないようにし、衝撃又は風力により発射台の方向が変化しないように固定すること。	○					×	-	-	-	-	
56の3の2	1	19	打ち上げ時は20m以内に作業従事者以外が立ち入れないよう措置し、危険がないことを確認するまで点火しないこと。	○					×	-	-	-	-	
56の3の2	1	20	打ち上げ時には、低空飛行するものが確認するまで点火しないこと。	○					×	-	-	-	-	
56の3の2	1	21	点火されなかった場合は点火後30秒以上を経過した後に点検を行うこと。					○	×	-	-	-	-	
56の3の2	1	22	電気点火器及び点火具は、事前に導通を確認すること。	○	○				×	-	-	-	-	
56の3の2	1	23	落雷の危険があるときは、点火具に係る作業を中止すること。	○	○				×	-	-	-	-	
56の3の2	1	24	火薬類は打ち上げ作業を行う当日でなければ消費場所に持ち込んで서는ならない。		○		○		×	-	-	-	-	
56の3の2	1	25	1日の作業終了後は火薬類を火薬庫等に返納すること。	○				○	×	-	-	-	-	
56の3の2	1	26	消費場所において火薬類を取り扱う者は腕章をつける等容易に識別できる措置を講ずること。					○	×	-	-	-	○	
56の3の2	1	27	電気点火器は安全キーの離脱等により点火できない状態とし、安全キーを点火作業に従事する者が常時携帯する等すること。					○	×	○	-	-	-	
56の3の3	1		【発信器の消費】											

条	項	号	消費の技術基準項目等の概要	技術基準の目的					性能規定状況(現行)	見直しの方向性				
				火薬類の消費時等の被害抑制策	火災		その他			性能規定化	明確化		整理統合/その他	
					発火防止	延焼防止	盗難防止	火薬類等の管理			その他(危害予防等)	技術基準の趣旨の明確化		規制対象の明確化
56の3の3	1	1	運搬するときは衝撃等に対して安全な措置を講ずること。		○				○	-	-	-	-	
56の3の3	1	2	使用前に異常の有無を検査し、異常のある場合は、使用しないこと。					○	×	-	-	-	-	
56の3の3	1	3	使用に適さないと判断された場合は、その旨を明記した上で火薬庫等に返納すること。					○	×	-	-	-	-	
56の3の3	1	4	動物に取り付けた発信器の位置を常に確認すること。					○	×	-	-	-	-	
56の3の3	1	5	点火は、発信器に用いられる電池の残量に十分な余裕を確保しつつ行うこと。					○	×	-	-	-	-	
56の3の3	1	6	発信器等には所有者の電話番号その他の連絡先を記載すること。					○	×	-	-	-	-	
56の3の3	1	7	消費、在庫等の数量を把握すること。					○	×	-	-	-	-	
56の3の3	1	8	発信器が点火後発火しないときは、速やかに当該発信器を回収し、火薬庫等に返納すること。					○	×	-	-	-	-	
56の3の3	1	9	点火するときは住居が集中している地域等多数の者の集合する場所を避け、安全な場所で行うこと。	○					×	-	-	-	-	
56の4	1		【煙火の消費】											
56の4	1	1	煙火を運搬するときは、衝撃等に対して安全な措置を講ずること。		○				○	-	-	-	-	
56の4	1	2	煙火の使用前検査					○	×	-	-	-	-	
56の4	1	3	使用に適さない煙火は、その旨を明記したうえで、煙火置場等に返送すること。			○	○	○	×	-	-	-	-	
56の4	1	4	煙火置場、打揚筒の設置場所又は仕掛煙火の設置場所以外での火薬類存置禁止			○	○	○	×	-	-	-	○	
56の4	1	5	煙火が爆発又は燃焼しているときは、打揚火薬の計量をしないこと。		○			○	×	-	-	-	-	
56の4	1	6	煙火の消費場所の付近に消火用水を備える等消火のための準備をすること。			○		○	○	-	-	-	-	
56の4	1	7	煙火を取り扱う場合には、酒気を帯びていないこと。					○	×	-	-	-	-	
56の4	2		煙火置場の設置基準			○	○	○	×	-	-	-	○	
56の4	3		前項の煙火置場は、次の各号の規定によらなければならない。						-					
56の4	3	1	煙火置場と打揚筒の設置場所等との距離	○					×	○	-	-	-	
56の4	3	2	日光の直射及び雨露を防ぎ、安全に作業ができるような措置を講ずること。		○			○	○	-	-	-	-	
56の4	3	3	火薬類を存置する場合には、見張人を常時配置すること。			○			×	○	-	-	○	
56の4	3	4	煙火置場の周囲における警戒札の設置			○		○	×	-	○	-	-	
56の4	3	5	煙火及び煙火の打揚等使用する火薬類を存置する場合の措置	○	○				○	-	○	-	○	
56の4	4		煙火(手筒煙火を除く。以下この項及び次項において同じ。)を消費する場合には、次の各号の規定を守らなければならない。						-					
56の4	4	1	打揚煙火の打揚筒等の設置場所は、建物等に対し安全な距離をとること。	○					○	-	-	-	-	
56の4	4	2	天候上の原因により危険の発生するおそれのある場合は、消費を中止すること。	○					×	-	-	-	○	
56の4	4	3	打揚筒の設置場所に携行する煙火の数量制限	○					×	-	-	-	-	
56の4	4	4	打揚火薬等は、容器に収納し、取出しのつど完全に蓋をし、又はおおいをすること。		○			○	×	-	-	-	○	
56の4	4	5	打揚筒の方向と固定	○				○	×	-	-	-	-	
56の4	4	6	打揚筒の使用中は、必要に応じてその内部を掃除すること。		○				×	-	-	-	-	
56の4	4	7	消費の準備の終了した仕掛煙火がある場合の措置	○	○			○	×	-	-	-	-	
56の4	4	8	上空に打ち揚げ開かせる煙火の高度制限(20m以上の安全な高さ)	○					×	-	-	-	-	
56の4	4	9	煙火を打揚筒内に入れるときの措置		○			○	×	-	-	-	-	
56の4	4	10	点火時の立入り制限措置	○					×	-	-	-	-	
56の4	4	11	次のイからロ以外で直径3cmを超える煙火を打ち揚げる場合の離隔距離(20m以上)					○	×	-	-	-	-	
56の4	4	11イ	(24cm以下:離隔距離5m未満)飛散物を遮断する防護措置					○	○	-	-	-	-	
56の4	4	11ロ	(24~30cm:離隔距離5m以上20m未満) (30cm~60cm未満:離隔距離10m以上20m未満)飛散物の威力を軽減する防護措置					○	○	-	-	-	-	
56の4	4	11ハ	(24cm以下:離隔距離5m以上20m未満)飛散物に対する安全対策					○	○	-	-	-	-	
56の4	4	12	直径3cmを超える煙火を打ち揚げる場合には、電気又は導火線により点火すること。					○	×	-	-	-	-	
56の4	4	13	第11号イの場合には、他の打揚筒に対して2m以上の距離をとること。					○	×	-	-	-	○	
56の4	4	14	第11号ロの場合には、軽量飛散物となる打揚筒をできるだけ使用すること。					○	○	-	-	-	○	
56の4	4	15	点火後、煙火が打ち揚がらない場合には、次の規定を守ること。					○	×	-	-	-	○	
56の4	4	15イ	打揚筒内をのぞき込まずに直ちに打揚筒から離れること。					○	×	-	-	-	-	
56の4	4	15ロ	十分な時間が経過した後に、水を入れる等の措置を講じ、煙火を取り出すこと。		○			○	○	-	-	-	-	
56の4	4	16	不発の煙火がある場合には、すみやかに回収して水に浸す等の措置を講ずること。		○			○	○	-	-	-	-	
56の4	5		電気点火を行う場合には、次の各号の規定を守らなければならない。					○	-					
56の4	5	1	点火には、点火玉又は電気導火線を用いること。	○					×	○	-	-	○	
56の4	5	2	点火玉又は電気導火線は、できるだけ導通又は抵抗を試験すること。		○			○	×	○	○	-	-	
56の4	5	3	落雷の危険時における措置	○				○	○	-	-	-	○	

条	項	号	消費の技術基準項目等の概要	技術基準の目的					性能規定化状況(現行)	見直しの方向性				
				火薬類の消費時等の被害抑制策	火災		その他			性能規定化	明確化		整理統合/その他	
					発火防止	延焼防止	盗難防止	火薬類等の管理			その他(危害予防等)	技術基準の趣旨の明確化		規制対象の明確化
56の4	5	4	漏えい電流により点火するおそれがある場合には、電気点火をしないこと。		○				○	×	-	-	-	-
56の4	5	5	電気点火器及び電池は、乾燥したところに置き、使用前に起電力を確かめること。					○	○	×	-	-	-	-
56の4	5	6	点火母線の仕様と使用前検査						○	×	-	-	-	-
56の4	5	7	点火母線を敷設する場合の措置		○				○	×	-	-	-	-
56の4	5	8	電気点火器と点火母線との接続後の危害予防の措置						○	○	-	-	-	-
56の4	5	9	点火に際しては、点火母線等の全抵抗を考慮した後、点火玉等に電流を通ずること。						○	×	-	-	-	○
56の4	5	10	電気点火器の管理		○				○	○	-	○	-	○
56の4	5	11	電流回路の点火前導通(抵抗)試験	○					○	×	-	-	-	○
56の4	6		手筒煙火を消費する場合には、次の各号の規定を守らなければならない。							-				
56の4	6	1	詰められた黒色火薬の重量に応じて、建物等に対して安全な距離をとること。	○						○	-	-	-	-
56の4	6	2	天候上の原因により危険の発生するおそれのある場合には、消費を中止すること。	○						×	-	-	-	-
56の4	6	3	手筒煙火の消費中は、他の手筒煙火を消費している者に対して安全な距離をとること。	○						○	-	-	-	-
56の4	6	4	火の粉が十分に噴き出している間の噴出口及び筒底の向き						○	×	-	-	-	-
56の4	6	5	点火時の立入り制限措置	○						○	-	-	-	-
56の4	6	6	手筒煙火に点火しても火の粉が噴き出さないときの措置						○	×	-	-	-	-